三条市農業委員会総会議事録

- 日 時 平成23年3月30日 午後3時
- 場 所 三条市役所 本庁舎 4 階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更承認申請について
- 議第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第 6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて
- 議第 7号 三条市食育推進及び農業振興審議会委員の推薦について
- 議第 8号 農業委員会事務局職員の配置替について
- 報告事項 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
 - 報第 2号 先進地視察研修検討委員会の中間報告について
 - 報第 3号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について
 - 報第 4号 農地法第18条第6項の通知について
 - 報第 5号 基盤強化法の解約通知について
 - 報第 6号 使用貸借の解約通知について
 - 報第 7号 作付変更届について
 - 報第 8号 農地法第3条の3第1項の届出について
 - 報第 9号 農地のクリーン作戦について

その他

出席委員 33名

1番 斉 藤 信 一 委員 2番 小 林 六 一 委員

3番 村 井 善一郎 委員 4番 大 桃 惣一郎 委員

5番 佐 藤 満 委員 6番 金 子 良 助 委員

7番 鶴 巻 純 一 委員 8番 刈 屋 一 夫 委員

10番 坂 井 和 弘 委員 11番 藤 田 吉 則 委員

12番 大 橋 正 臣 委員 13番 山ノ内 正 委員

14番 川 勝 勳 委員 16番 大 竹 一 雄 委員 17番 野 水 敏 秋 委員 18番 高 山 博 委員 昭 委員 19番 安 達 宰 委員 20番 森 山 21番 西 光 明 委員 22番 野 崎 文 夫 委員 勉 委員 23番 大 竹 正 信 委員 2 4 番 小 師 25番 五十嵐 俊 雄 委員 26番 鶴 巻 俊 樹 委員 27番 武 石 栄 二 委員 28番 安達英作委員 29番 村 山 佐喜雄 委員 30番 佐々木 包 茂 委員 31番 長谷川 清 一 委員 32番 横 山 敏 夫 委員 33番 熊 倉 睦 委員 34番 神子島 巖 委員 35番 佐藤裕雄委員

欠席委員 1名

15番 金 子 純 一 委員

職務のため出席した事務局職員

 事務局長平岡勝司

 農地係副参事 竹石正弘

 経営基盤係副参事 麦倉政勝

 農地係主任 佐藤信幸

午後3時00分 開会及び開議

(午後3時00分 三條新聞社傍聴)

議長 (大桃会長)

それでは、定例総会を開会いたします。

出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、欠員1名、出席32名、欠席1名、遅刻1名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名いたします。10番、 坂井委員、26番、鶴巻委員を指名いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

議事に入る前に議会推薦の選任委員が1名、市長から辞令交付を受けてございます。 この方の議席番号、所属部会について、私にご一任いただけるかどうかお諮りをいたし ます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (大桃会長)

異議なしと認め、私にご一任いただきました。

それでは、武石栄二委員は議席番号27番、所属部会は第1調査部会と農政対策部会でお願いしたいと思いますが、これでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (大桃会長)

それでは、そのように決定させていただきます。

それでは、簡単で結構ですので、ごあいさつをその場所でひとつお願いいたします。

27番(武石栄二委員)

皆さん、ごめんください。今ほど大桃会長さんのほうからお話がありました、議会から推薦されました武石と申しますが、ひとつよろしくお願いいたします。先般29日の日、大桃会長もご臨席いただきながら、市長より辞令をいただきました。農業委員という仕事の中では、皆さんもご案内のとおり非常に厳しい農業情勢が続いておりますけれども、農業委員として農地法というものを遵守し頑固に守りながら、生産性の高いいい作物を生産できるような活用も大事じゃないかなというふうに考えております。何とぞ、初めてのものでわかりませんけれども、これからも皆さんの知恵をかりながら、三条市の農業はどういった形にしていったらいいのかというのをお互いに知恵を出し合って頑張っていきたいなというふうに考えているわけです。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 (大桃会長)

ありがとうございました。

ここで暫時休憩といたします。

(午後3時17分から午後3時20分まで休憩)

議長 (大桃会長)

それでは、再開いたします。

議長 (大桃会長)

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(平岡事務局長)

議第1号『農用地利用集積計画について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、21ページにありますように、新規設定が51件、25万49.46 m³、再設定が69件、30万3,096.92m³、利用権移転が1件、2万647m³、所有権移転が9件、1万6,457m³、合計では130件、59万250.38m³であります。

それでは、1ページ、議案中の584番は、栗林の農地4筆、4, 012㎡をあっせんにより売買するものであります。価格は、10 a 当たり約415万円です。

585番は、石上3丁目の農地1筆、297 ㎡をあっせんにより売買するものであります。価格は、10a 当たり約400 万円です。

586番は、石上3丁目の農地1筆、561㎡をあっせんにより売買するものであり

ます。価格は、10a当たり約400万円です。

- 587番は、石上3丁目の農地1筆、859 ㎡をあっせんにより売買するものであります。価格は、10 a 当たり約400万円です。
- 588番は、渡前の農地1筆、990㎡をあっせんにより売買するものであります。 価格は、10a当たり約90万9,000円です。
- 589番は、島潟の農地 1 筆、 954 ㎡をあっせんにより売買するものであります。 価格は、 10 a 当たり約89万1, 000 円です。
- 590番は、森町の農地3筆、4,660㎡をあっせんにより売買するものであります。価格は、10a当たり約156万6,000円です。
- 591番と592番は、大島の農地各2筆、各2,062㎡をあっせんにより交換するものであります。
- 2ページ、593番は、飯田の農地8筆、1万1,499.91㎡を新規により1年 間利用権設定するものであります。
- 594番は、麻布の農地1筆、17㎡を新規により1年間利用権設定するものであります。
- 595番は、笹岡ほかの農地9筆、3,970.61㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。
- 596番は、興野3丁目ほかの農地6筆、4,926㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。
- 597番は、下保内の農地7筆、4,996㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。
- 3ページ、598番は、川通東町の農地1筆、2,838㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。
- 5 9 9番は、福島新田の農地1筆、1, 0 3 6 ㎡を新規により2年間利用権設定する ものであります。
- 600番は、長野の農地1筆、3, 027 ㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。
- 601番は、飯田の農地7筆、1万2, 310㎡を新規により2年間利用権設定する ものであります。
- 602番は、棚鱗の農地2筆、5,121㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。
- 603番は、新光の農地1筆、995㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。
- 604番は、荻堀の農地1筆、3, 515 ㎡を新規により3年間利用権設定するものであります。
 - 605番は、飯田の農地2筆、4,165㎡を新規により3年間利用権設定するもの

であります。

- 4ページ、606番は、鶴田ほかの農地8筆、8,879㎡を新規により4年間利用権設定するものであります。
- 607番は、鶴田の農地1筆、976㎡を新規により4年間利用権設定するものであります。
- 608番は、島川原の農地2筆、4,982㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。
- 6 0 9番は、島川原の農地 2 筆、 3, 8 0 0 m を新規により 5 年間利用権設定するものであります。
- 6 1 0番は、柳川新田の農地 5 筆、 2, 5 2 5 ㎡を新規により 5 年間利用権設定する ものであります。
- 6 1 1 番は、柳沢ほかの農地 1 7 筆、 1 万 1, 6 8 3 ㎡を新規により 5 年間利用権設定するものであります。
- 5ページ、6 1 2番は、長嶺の農地 6 筆、5 , 2 4 0 ㎡ を新規により 5 年間利用権設定するものであります。
- 613番は、川通中町の農地4筆、1万2,530㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。
- 6 1 4番は、高安寺ほかの農地 1 0 筆、 1 万 8 , 7 6 5 ㎡を新規により 4年間利用権 設定するものであります。
- 6 1 5番は、長沢の農地 3 筆、 5, 0 5 5 m を新規により 5 年間利用権設定するものであります。
- 6 1 6 番は、福岡ほかの農地 6 筆、3, 7 2 2 ㎡を新規により 5 年間利用権設定する ものであります。
- 6ページ、617番は、長野の農地4筆、3, 676㎡を新規により5年間利用権設定するものであります。
- 618番は、北五百川の農地1筆、1,292㎡を新規により5年間利用権設定する ものであります。
- 619番は、西中の農地1筆、900㎡を新規により4年間利用権設定するものであります。
- 620-1番は、上保内の農地 15 筆、6 , 195 ㎡を新規により 6 年間利用権設定するものであります。
- 6 2 1 番は、帯織の農地 4 筆、8,3 0 3 m を新規により 6 年間利用権設定するものであります。
- 7ページ、622番は、前谷内の農地3筆、8,748㎡を新規により6年間利用権設定するものであります。
 - 623番は、上保内の農地1筆、195㎡を新規により6年間利用権設定するもので

あります。

- 6 2 4番は、田屋の農地7筆、3, 9 3 0. 0 3 m を新規により7年間利用権設定するものであります。
- 625番は、北五百川の農地9筆、2,410㎡を新規により9年間利用権設定する ものであります。
- 626番-1は、西中の農地8筆、1万1,494㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。
- 627-1番は、西中の農地 2筆、 2 、 982 ㎡を新規により 9 年間利用権設定するものであります。
- 8ページ、628番は、大宮新田の農地2筆、670㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。
- 629番は、柳川新田ほかの農地6筆、7,459㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。
- 630番は、東本成寺の農地1筆、1,002㎡を新規により9年間利用権設定する ものであります。
- 631番は、下須頃の農地2筆、1,893㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。
- 632番は、原ほかの農地11筆、6,832.91㎡を新規により9年間利用権設定するものであります。
- 633番は、北五百川の農地1筆、343㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。
- 634-1番は、福島新田の農地3筆、8,874㎡を新規により10年間利用権設定するものであります。

以上、ここまでが利用権の新規設定であります。

- 9ページ、635番から19ページの701番までは、利用権設定の再設定でありますので、説明を略させていただきます。
 - 702番は、棚鱗の農地8筆、2万647㎡を賃借権移転するものであります。
- 703番は、北五百川の農地1筆、32平米を新規により1年間使用貸借設定するものであります。
- 7 0 4番は、院内ほかの農地 4 筆、1, 6 6 8 ㎡を新規により 2 年間使用貸借設定するものであります。
- 705番は、上須頃の農地1筆、198㎡を新規により9年間使用貸借設定するものであります。
- 20ページ、706番は、金子新田の農地1筆、674㎡を新規により9年間使用貸借設定するものであります。
 - 707番と708番は、使用貸借設定の再設定でありますので、説明を略させていた

だきます。

20-1ページ、20-2ページは、農地利用集積円滑化事業で先月議決をいただきましたけれども、設定期間に誤りがあったため、このたび取り消し申請して、20-3ページにありますように、新たに設定仕直しするというものであります。

また、22ページ、23ページにつきましては、農地利用集積円滑化事業で設定するものであり、9件、6万3, 250 ㎡であります。

なお、枝番1と枝番2は連動しておりますので、そのようにごらんいただきたいと存 じます。

なお、いずれも書類確認及び経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 (大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査をいただいておりますので、その結果 報告を願います。

第2調査部会長さんは、西代理の隣に着席願います。

第2調査部会長(31番長谷川清一委員)

それでは、第2調査部会の調査結果についてご報告します。

第2調査部会では、3月25日午前9時から厚生福祉会館第1集会室におきまして、 部会員と大桃会長、西会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午後零時10分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定51件、再設定69件、利用権移転1件、所有権移転9件で、合計件数130件、面積にして59万250.38㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長 (大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (大桃会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長 (大桃会長)

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といた します。

11番(藤田吉則委員)

11番、藤田です。この議案に関係しておりますので、退席をいたします。

議長 (大桃会長)

なお、11番、藤田委員は、農業委員会法第24条の規定に基づき、議事参与の制限 により本議案終了まで退席といたします。

(午後3時35分 11番藤田吉則委員退席)

議長 (大桃会長)

それでは、事務局、説明願います。

事務局 (平岡事務局長)

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』ご説明を申し上げます。

今月の申請は、24ページに記載してありますように2件の申請で、合計2万1, 5 5 0 mとなっております。

議案中の110番は、月岡4丁目地内の農地1筆、151平米を譲り受け人が経営規模拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約600万円でございます。

111番は、井栗ほか地内の農地29筆、2万1,399㎡を譲り受け人が経営の若返りを図るために20年間の使用貸借を設定するものであります。

なお、いずれも書類及び現地確認、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離、下限面積を超えていることなどから、許可要件をすべて満たしております。

以上です。

議長(大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第2調查部会長(31番長谷川清一委員)

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの1件、 使用貸借によるもの1件で、合計件数2件、面積にして2万1,550㎡で、書類審査 及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機 械、労働力、技術、通作距離、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、全件許 可相当といたしました。

以上です。

議長 (大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (大桃会長)

それでは、異議ないものと認めます。

(午後3時40分 11番藤田吉則委員着席)

議長 (大桃会長)

続きまして、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。 事務局、説明願います。

事務局(平岡事務局長)

議第3号『事業計画変更承認申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、25ページに記載してありますように1件、198㎡であります。

議案中の19番は、上保内地内の土地1筆、198㎡について、売買により取得し、変更目的を住宅1棟に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万4,200円でございます。場所につきましては、みずほ団地内で、農地区分は第3種農地に該当しております。

なお、書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たして おります。

以上です。

議長 (大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第2調査部会長(31番長谷川清一委員)

議第3号『事業計画変更承認申請について』は、件数にして1件、面積にして198 ㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、立地基準及び一般基 準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長 (大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をいただきます。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (大桃会長)

それでは、異議ないものと認めます。

議長 (大桃会長)

続きまして、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といた します。

事務局、説明願います。

事務局 (平岡事務局長)

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、26ページに記載してありますように1件の申請で、面積1, 089㎡であります。

議案中の21番は、須頃2丁目地内の農地3筆、1,089㎡を共同住宅2棟、16世帯分、駐輪場1棟、物置1棟、22台駐車場に利用したいものです。場所につきましては、弥彦線沿いの須頃郷第三公園隣地で、農地区分は第3種農地に該当しております。

なお、書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たして おります。

以上です。

議長 (大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第2調査部会長(31番長谷川清一委員)

第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、件数にして1件、面積にして1,089㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

以上です。

議長 (大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言ある方、ご発言をいただきます。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (大桃会長)

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった 後に許可といたします。

議長 (大桃会長)

続きまして、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といた します。

事務局、説明願います。

事務局 (平岡事務局長)

議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、30ページに記載してありますように13件の申請で、合計2万7, 544. 7 mとなっております。

それでは、戻りまして、27ページの109番から順にご説明申し上げます。

議案中の109番は、先ほどの事業計画変更承認申請後の第5条許可申請でありますので、説明を略させていただきます。

28ページ、110番は、須頃2丁目地内の農地1筆、1, 765㎡を売買により取得し、109台の自社駐車場に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約4万2, 300円でございます。場所につきましては、ホテルニューグリーン燕三条の南側で、農地区分は第3種農地に該当しています。

111番は、北潟地内の農地1筆、1,042㎡を売買により取得し、6棟の建て売り住宅に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万500円でございます。場所につきましては、セブンイレブン中越栄町北潟店の西側団地内で、農地区分は第3種農地に該当しております。

112番は、原地内の農地6筆、4,013㎡を売買により取得し、工場兼倉庫1棟、 倉庫1棟、調整池1カ所に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1, 000円でございます。場所につきましては、原地内で、農地区分は第1種農地に該当 しています。

113番は、曲渕3丁目地内の農地7筆、5,163㎡を売買により取得し、19区 画の宅地分譲、公園1カ所、調整池1カ所に利用したいものです。土地の売買価格は、 1㎡当たり約1万3,600円でございます。場所につきましては、月岡小学校の北側 付近で、農地区分は第3種農地に該当しております。

114番は、曲渕3丁目地内の農地1筆、262.7㎡を賃借権設定により取得し、

工事用仮設道路として平成23年4月25日から平成23年9月30日まで、一時転用として利用したいものです。場所につきましては、前の113番と同じところであります。農地区分は、第3種農地に該当しております。

29ページ、115番は、代官島地内の農地4筆、894㎡を賃借権設定により取得 し、集落集会所1棟、格納庫、物置各1棟、15台駐車場に利用したいものです。場所 につきましては、集落内で、農地区分は第1種農地に該当しています。

なお、本件は、平成23年2月10日付、農振除外された土地であります。

- 116番、駒込地内の農地3筆、610㎡を使用貸借設定により取得し、農機具格納庫1棟に利用したいものです。場所につきましては、県道下田―見附線沿いの駒込下ふれあいセンター北側で、農地区分は第2種農地に該当しています。
- 117番は、田屋地内の農地4筆、1万1,181㎡を賃借権設定により取得し、砂利採取地として平成23年5月1日から平成24年10月31日までの一時転用として利用したいものです。場所につきましては、田屋集落西側農地で、農地区分は農用地に該当しています。
- 118番、塚野目6丁目地内の農地2筆、916㎡を使用貸借設定により取得し、農家住宅1棟、農作業所1棟に利用したいものです。場所につきましては、県道塚野目一代官島線の西側で、農地区分は第3種農地に該当しています。
- 119番は、鶴田2丁目地内の農地1筆、1,011㎡を賃借権設定により取得し、36台の共同駐車場に利用したいものです。場所につきましては、塚野目薬局の南側付近で、農地区分は第3種農地に該当しております。
- 30ページ、120番は、鬼木地内の農地2筆、489㎡を売買により取得し、住宅1棟、店舗1棟に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約6,700円でございます。場所につきましては、鬼木集落内で、農地区分は第2種農地に該当しています。

なお、本件は平成23年2月10日付、農振除外された土地であります。

121番は、北潟地内の農地1筆、1,042㎡について、平成16年8月18日付、 倉庫、駐車場敷地として第5条許可を受けましたが、近隣周囲が住宅地化したため、計画を断念し、取り消し申請するものであります。

なお、いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて 満たしております。

以上です。

議長 (大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第2調査部会長(31番長谷川清一委員)

議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして13件、面積にして2万7,544.7㎡で、110番、111番、112番、113番、117番、119番の現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。以上です。

議長 (大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言ある方、ご発言を願います。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (大桃会長)

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった 後に許可といたします。

議長 (大桃会長)

続きまして、議第6号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』を議題 といたします。

事務局、説明願います。

事務局(平岡事務局長)

議第6号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』ご説明申し上げます。 今月の願い出は、31ページに記載してありますように1件であります。

議案中の1番は、被相続人が平成22年6月23日、死亡され、相続人3人で協議の結果、平成22年4月5日、遺産分割協議が成立いたしました。農地の相続面積は、田畑合わせて1万6,648.46㎡中、今回相続税の納税猶予に関する適格証明願が出されました農地は1万83.46㎡で、農地として適正管理されております。

以上です。

議長 (大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、調査部会長の調査結果報告、願います。

第2調査部会長(31番長谷川清一委員)

議第6号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』は、件数1件、1名の申請について書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、すべて農地

として適正管理されており、適格者証明願は適当と判断いたしました。 以上です。

議長 (大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言ある方、ご発言を願います。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりに決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (大桃会長)

それでは、異議ないものと認めます。

第2調査部会長さん、ありがとうございました。自席のほうにお戻り願います。

議長 (大桃会長)

続きまして、議第7号『三条市食育推進及び農業振興審議会委員の推薦について』を 議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(平岡事務局長)

議第7号『三条市食育推進及び農業振興審議会委員の推薦について』ご説明いたします

議第7号参考の依頼文書のとおり、三条市長から1名の推薦依頼がありました。これは三条市において、平成21年3月に三条市食育の推進と農業の振興に関する条例を制定したことに伴い、設置された審議会であり、審議する事項としては、三条市食育の推進と農業の振興に関する基本的事項及び重要事項の審査及び審議するものであります。

会議は、年2回程度予定し、委員は15人以内で組織し、市長が委嘱するものであります。任期は、4年間であります。

なお、第1回審議会は5月に予定されております。

以上で説明を終わります。

議長 (大桃会長)

ありがとうございました。

そこで、お諮りをしたいと思いますが、委員推薦については、私にご一任いただけるか、お諮りをいたしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (大桃会長)

ご異議ありませんので、三条市食育推進及び農業振興審議会委員は、西光明委員にお願いを申し上げます。

西光明委員さん、よろしくお願いを申し上げます。

議長 (大桃会長)

それでは、追加議案の日程についてお願いを申し上げ、お諮りをいたしたいと思いますが、議第8号『農業委員会事務局職員の配置替について』の議事日程を追加いたしたいと思いますので、お諮りをいたしますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (大桃会長)

それでは、異議ないということでご発言がございますので、議第8号を追加として議 案といたします。

それでは、議第8号になりますが、事務局職員全員の退室をお願いいたします。

(午後4時00分 事務局職員全員退室)

議長 (大桃会長)

それでは、議第8号『農業委員会事務局職員の配置替について』、平成23年4月1日付の農業委員会事務局職員の配置替について、三条市長から下記のとおり協議があったので、農業委員会等に関する法律第20条第3項の規定により、この承認を求めます。

配置替により農業委員会事務局職員の職を解く者、事務局長、平岡勝司、主任、佐藤 信幸。

配置替により農業委員会事務局職員として任用する者、事務局長、金子正敏、主任、 鈴木和志。

以上で、質疑に入ります。これについてご質問がございましたら発言をいただきたいと思います。

28番(安達英作委員)

こういう辞令だそうなのでございますが、会長にお尋ねしますが、局長、平岡さん、 長年精通されて頑張ってまいった局長が、その辺について会長さんはどういう対応され たのかお聞かせ願えれば。できる範囲で結構です。

議長 (大桃会長)

23日の午前8時20分に副市長さんのほうに、来いということで行ってまいりました。そのとき冒頭見せられたのが平岡事務局長、佐藤主任、お二方の配置替をお願いしたいということでございましたけれども、私今の農政の問題一つとっても、合併して7年めるわけですけれども、なかなか法律の一部改正もあって、まだ花も咲かない、そんな中でやっぱり事務局が原動力になって、我々委員にいろいろと勉強教えてくれるわけですけれども、そんな中で、できるならば1年ほど延ばさせていただけませんかというお話しいたしましたところで、今の局長は配置されるのは農林課長としての職責でございますので、私も農林課長も本当に大事だけれども、いろいろお話ししたところ、副市長に怒られまして、農林課要らないのかというようなお話いただいたもので、いや、そ

れは全くそういうことでないと。そんな中で私も、各委員さんのご理解がいただけるかどうかわからないが、その方向で進めてまいりましょうということで、それで局長とも話しして、私一人でなくて、西会長代理からもおいでになっていただきまして、3人でご協議いたしましたが、万やむを得ないということになりまして、平岡局長についてももう1年ぐらいいたいなという気持ちが本当にあったわけです。でも、私からしますと、農林課もなくされない問題、なくする、なくさないと、次元が違いますけれども、できるならば農林課長として、精いっぱい三条市の農業の振興のために、農業委員会以上にひとつ頑張っていただきたいということを思って、私と代理でその説得に当たって、辛うじて了解得たということで23日3時半に同意書を出した次第でございます。そんなことでございます。

議長 (大桃会長)

そのほかございますか。

それでは、ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第8号につきましては、ただいま提案申し上げましたとおりにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 (大桃会長)

それでは、異議ないものと認めます。

それでは、ただいま皆様方からご承認いただきました4月1日より当委員会事務局職員として異動及び任用されます4名をご紹介を申し上げます。

(事務局 平岡勝司・佐藤信幸、金子正敏・鈴木和志入室)

議長 (大桃会長)

それでは、順にごあいさつを申し上げます。お願いいたします。

事務局、平岡勝司。

事務局(平岡事務局長)

このたびの人事異動によりまして、農林課へ異動することになりました。事務局在籍中につきましては、皆様方から公私ともにご指導いただきまして、大変ありがとうございました。

移動先、農林課、隣でございますので、頭を下げておりましたら、今まで同様、叱咤 激励をお願いしたいと思っております。長い間、ありがとうございました。

議長(大桃会長)

続きまして、佐藤信幸さん、お願いいたします。

事務局(佐藤農地係主任)

平成20年から3年間、こちらの農業委員会でお世話になりまして、その間、権限移譲やら、大幅な法改正等ありまして、ようやくなれてきたかなというところもございまして、いささか早いかなという感もございますけれども、会長初め委員の皆様のご指導もございまして、大変有意義で勉強になった期間だったなと感謝申し上げております。

新しい異動先につきましては、教育総務課ということで、まだちょっと仕事の内容も全くわからないのですけれども、この農業委員会の経験をまた糧にいたしまして頑張りたいと思っておりますし、皆様方とはまた何かご縁がございましたら、そのときには変わらぬご指導いただきたいと思います。3年間、大変どうもありがとうございました。

議長 (大桃会長)

続きまして、任用されます金子正敏さん、お願いいたします。

(金子正敏)

ただいま紹介いただきました金子と申します。4月1日から農業委員会に配属という ことで、皆様方と一緒に仕事をさせていただくわけでございます。よろしくお願いしま す。

昔から猫の目農政という言葉もありますけれども、現在も非常に厳しい農業行政と認識しており、そういう中で委員皆様方のご指導、ご鞭撻をいただきながら、またご協力いただきながら事務を進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長 (大桃会長)

続きまして、鈴木和志さん。

(鈴木和志)

栄サービスセンターから4月1日より農業委員会のほうで事務をとらさせていただく ことになりました鈴木と申します。よろしくお願いします。

農業委員会の仕事は初めてですので、皆様から仕事を教えていただきたいと思います ので、よろしくお願いします。

議長 (大桃会長)

どうも大変ありがとうございました。よろしくどうぞお願いします。

(午後4時05分 事務局職員全員入室)

議長 (大桃会長)

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略 をいたします。

議長 (大桃会長)

それでは、報第2号『先進地視察研修検討委員会の中間報告について』委員長より報告願います。

委員長さんは、西代理の隣へ。

先進地視察研修検討委員会委員長(25番五十嵐俊雄委員)

先進地視察研修検討委員会の中間報告をいたします。

先進地視察研修検討委員会は、去る3月17日に第2回の検討委員会を開催いたしま

した。会議には、大桃会長、それから西代理からも出席をいただきまして、協議に加わってもらいました。

まず最初に、視察研修先について、先月の総会で沖縄県農業研究センターと報告をさせていただきましたけれども、情報等の話の行き違いがありまして、新潟県水稲品種開発圃場に変更させていただきました。それに伴い、期日も11月7日から9日に変更させていただきました。その旨、既に文書で全委員にお知らせしたところでございます。この一連の不手際につきましては、深くおわびを申し上げます。

さて、会議では、3旅行会社からそれぞれ提出されました新潟県水稲品種開発圃場の研修を含めた企画、見積書の内容等について、慎重な審議の上、1業者を選定いたしました。

今後は、内容等の詳細について打ち合わせ、検討していく予定でございます。研修期日が決定いたしましたので、改めまして各委員の日程調整をしていただき、ぜひ全員の参加をよろしくお願いを申し上げたいところでございます。

なお、業者につきましては新潟トラベルということでよろしくお願いしておきます。 以上が検討委員会からの報告でございます。何分よろしくお願いをいたします。

議長 (大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思います。 しばらくしてご発言がないようですので、『先進地視察研修検討委員会の中間報告に ついて』を終わります。

委員長さんは、自席のほうへお戻り願います。

議長 (大桃会長)

続いて、報第3号から報第9号まで、続けて事務局より報告願います。

事務局 (平岡事務局長)

(別添報告書により説明)

事務局(平岡事務局長)

報第9号『農地のクリーン作戦について』ご報告いたします。

本件につきましては、先月の2月総会において、大橋農政対策部会長よりご報告がありましたとおり、実施目的を農地の番人としての農業委員会の見える活動として、昨年に引き続き取り組むものであるとして4月4日、作業距離約33kmのクリーン作戦を実施することとしておりました。しかし、平成23年3月11日発生の東北地方太平洋沖地震により、三条市もその被災者の受け入れや各種イベント、会議などの中止や延期を決定しております。

そこで、会長及び会長代理さんを交え、協議した結果、既に文書をもってご通知いた

しましたように、実施日は未定でありますが、延期とさせていただきましたので、ご理 解をお願いしたいと思っております。

以上で報告を終わります。

議長 (大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思います。 しばらくしてご発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長 (大桃会長)

来月の調査部会開催案内をお願いします。

第3調査部会長(6番金子良助委員)

来月は、第3調査部会でございます。日時は、4月25日午前9時より、場所、厚生会館第2集会室を予定しております。担当委員の方、よろしくお願いいたします。 以上です。

議長 (大桃会長)

ありがとうございました。

なお、来月の総会は、4月28日木曜日9時30分を予定しております。

それでは、長時間にわたってご審議をいただきまして、ありがとうございました。以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時15分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員(10番)

議事録署名委員(26番)